

# 第25期宝塚市農業委員会

## 令和8年第2回議事録

(2026年)

令和8年2月20日

(2026年)

宝塚市農業委員会

## 第25期 宝塚市農業委員会 令和8年第2回議事録

1. 日 時 令和8年(2026年)2月20日(金)14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所4階 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

1番上田健

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑、岡田優花里

10. 議 題

1 議案第101号 非農地証明願の件

2 議案第102号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

3 議案第103号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件

1 報告第111号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

2 報告第112号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

3 報告第113号 農地法第18条第6項の規定による届出の件

4 報告第114号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

## 第25期宝塚市農業委員会令和8年第2回総会

日時：令和8年2月20日

開会 午後2時00分

○林会長 第25期宝塚市農業委員会令和8年第2回総会を開催します。

本日は上田推進委員が欠席ですが会議に必要な過半数は出席しておりますので、第2回総会は成立しております。本日の議事録署名委員は小中委員、逢坂委員のお二人にお願いします。それでは総会を始めます。事務局長から諸般の御報告をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 報告は終わりました。何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、それでは議案審議に移りたいと思います。議案第101号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第101号 非農地証明願の件。別紙のとおり非農地証明願がありましたので、御審議願います。

1件目、願出人が(住所)(氏名)さん。場所が境野字(地番)、地目は田、地積が59㎡、所有者は(氏名)さんです。農地でなくなった時期と現況ですが、平成8年に離れを建築して、地目変更登記のために証明が必要ということです。その他としまして、昭和36年から現在までの空中写真の変遷の添付がございました。

2件目、願出人が(住所)(氏名)さん。向月町(地番)、地目は田、地積が391㎡で、所有者は(氏名)さん他1名です。昭和40年から宅地として利用しておられ、地目変更登記のため今回証明が必要とのこと。その他としまして、2000年の国土地理院の航空写真の添付がありました。所有者の方のその他1名ですが、(住所)(氏名)さんです。それぞれ持ち分が4分の1と4分の3となっております。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目、福本委員。

○福本充弘委員 大分前からその家は建ってまして、土地改良でこの部分だけが残されていたので、全然問題ないと思います。

○林会長 2件目、古野委員。

○古野弘之委員 昭和40年から建っているんですけど、やむを得ないかなと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、本件に対しまして何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、採決いたします。議案第101号について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。次に、議案第102号を議題とい

たします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第102号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

1件目、申請人のうち譲受人が、(住所)(氏名)さん。譲渡人が、(住所)(氏名)さん。申請地が境野字(地番)外1筆で、地目は田、地積が2筆の合計で694㎡です。譲受人の現在の耕作面積が15,948㎡で、従事者数は1人です。権利の種類が所有権で、申請地のその他が墓ノ尾(地番)の田で、地積が63㎡です。

では、7ページの調査書です。譲受人が(氏名)さん、譲渡人は(氏名)さん。作成者は岡村です。第2項第1号の(全部効率利用)につきましては、譲受人は申請地の地域で、4年以上農業を営んでおり、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクター1台を所有されております。第2項第2号(農地所有適格法人以外の法人)につきましては、個人のため適用はございません。第2項第3号(信託)につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号(農作業常時従事)につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者の年間従事日数は300日で、雇用従事者として1名いらっしゃいます。この方の農作業歴は4年です。第2項第5号の(転貸禁止)につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり転貸には当たりません。第2項第6号(地域調和)につきましては、申請地では販売用のレタスを生産予定です。本件によって境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。なお、2月12日に事務局2名、農業委員2名、推進委員1名が、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。位置図は9ページを御覧ください。

2件目、申請人のうち、譲受人が(住所)(氏名)さん。譲渡人が(住所)(氏名)さんです。申請地が境野字(地番)外3筆で、地目は田、地積が4筆合計で2,019㎡です。譲受人の耕作面積が6,608㎡で、従事者数は4名です。権利の種類は所有権で、その他といたしまして申請地の他3筆ですが、中垣内(地番)、田、119㎡と(地番)、畑、1,427㎡と、境野字(地番)、こちらも畑で82㎡です。

調査書、失礼いたします。譲受人が(氏名)さん、譲渡人が(氏名)さん、作成者は岡村です。審査基準の第2項第1号(全部効率利用)につきましては、申請地は譲受人の自宅の近隣で、譲受人は50年以上農業を営んでおり、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有されております。第2項第2号(農地所有適格法人以外の法人)につきましては、譲受人は個人のため適用はございません。第2項第3号(信託)につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号(農作業常時従

事)につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。従事者は譲受人を含め世帯員の4名でそれぞれ年間250日、150日がお二人、10日がお一人です。第2項第5号(転貸禁止)につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号(地域調和)につきましては、申請地では、販売用の米と自家消費の白菜・トマト・さつまいも等を生産予定です。本件によって境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、2月12日に、事務局2名、農業委員2名、推進委員1名が申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。こちら、先ほどの議案第101号の非農地証明の1件目と同じ案件になりまして、あちらでは宅地部分の非農地、こちらでは農地部分の所有権移転について議案として挙げさせていただきました。位置図は、10ページを御覧ください。

○林会長 説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。福本委員。

○福本委員 1件目の方はもう5年ぐらい前から就農し、地域でハウス等を立てて営農をやられておりますので、問題はないと思います。2件目に関しては、この方が、売り主の方が地域を離れられますので、その隣接地、隣の方が農地も家もお買いになりますので、問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、本件に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。議案第102号について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。議案第103号を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第103号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者の証明願がありましたので、御審議願います。12ページをお願いいたします。

申請者の方が(住所)(氏名)さん。申請地ですが、口谷西(地番)外2筆、地目は田、地積は3筆合計で2,738㎡です。証明する従事者は(氏名)さん。申請理由は(個人情報)による。発生日は(日にち)となっております。その他としまして、住民票の抄本の添付、除籍謄本の添付、申請者の他1名ですが、(住所)(氏名)さん。相続人2名の方からの申請になっております。3筆の他2筆の申請地ですが、口谷西(地番)、田、224㎡、口谷西(地番)、畑、1,234㎡となっております。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上照一委員。

○阪上照一委員 はい、今説明があったように共有名義になっておりまして、2分の1ずつということでは聞いております。ただ土地自体がまだ測量なり分筆なり、そして名義変更等まだ

進んでおりませんので、申請者は2人の名前になっております。特に問題はないかと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で本件に対し御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。議案第103号について、証明することに賛成の農業委員は、挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。続いて報告事項に移ります。報告第111号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第111号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

届出者が、(住所)(氏名)さんです。届出地が川面(地番)、地目は畑、地積は72㎡です。転用目的は露天駐車場で、造成期間は受理後から90日間で、建設期間はございません。施設の概要は、構造がアスファルト舗装で2台、車を置く予定。面積は40.7㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付と、隣接農地はないため同意書の添付はございません。また18ページになるのですが、始末書の添付がございましたというものの、地図を見たいのですが、16ページの、かなり細い農地になっておりまして、右手の膨らんだ部分が駐車場としても現状、砂利敷きで使われておりまして、残りの細い部分に関してはのり面になっておりまして、コンクリートでのり面になっており、農地としての形状ではありませんでした。のり面の部分は今後も同様の形で使う予定になっておりまして、今回の右端の膨らんだ部分のみ駐車場の一部として使われる予定になっております。位置図につきましては16ページを、施設の概要は17ページの申請地と囲われた辺りを御覧ください。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目、古野委員。

○古野委員 やむを得ないかなと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か本件に対しまして御意見、御質問ございますか。次に報告第112号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第112号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。20ページ目をお願いいたします。

1件目、譲受人の方、(住所)(氏名)さん。譲渡人が(住所)(氏名)さん。届出地が山本野里(地番)、地目は畑、地積は492㎡で、転用目的は住宅用地、造成期間は令和8年3月1日から90日間、建設期間は令和8年7月1日から180日間です。施設の概要としまして、木造2階建て4棟、面積が延べ床面積で約120㎡、権利の種類は所有権で、その他としまして水利組合の同意書の添付、隣接農地はなかったので同意書の添付はございませんでした。位置図を22ページで、概要は23ページで御確認をお願いいたします。

2件目、譲受人が(住所)(氏名)さん。譲渡人が(住所)(氏名)さんです。届出地が安倉北(地番)、地目は田、地積が485㎡、転用目的は住宅用地で、造成期間が令和8年4月1日から45日間、建設期間は令和8年10月1日から180日間です。施設の概要は木造2階建て4棟で、延べ床面積は約103㎡、権利種類は所有権です。その他としまして水利組合の同意書と隣接農地の同意書の添付がありました。位置図は24ページで、施設の概要は25ページで御確認をお願いいたします。

3件目、譲受人が(住所)(氏名)さん。譲渡人が(住所)(氏名)さん。届出地が山本南(地番)、地目は田、地積が198㎡、転用目的が住宅用地、造成期間は受理日から90日間、建設期間は造成完了日から180日間です。施設の概要は木造2階建て1棟、延べ床面積が約148㎡です。権利の種類は、使用貸借権です。その他としまして水利組合と隣接農地の同意書の添付がありました。位置図は26ページ、概要は27ページで御確認をお願いいたします。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目、阪上推進委員。

○阪上推進委員 はい、特に問題ありません。

○林会長 2件目、田中委員。

○田中宏明委員 特に問題はないと思います。

○林会長 3件目、金岡委員。

○金岡委員 周りにも影響ないような場所なので、問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないので、報告第113号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書の28ページを御覧ください。報告第113号 農地法第18条第6項の規定による届出の件。別紙のとおり農地法第18条第6項の通知がありましたので報告します。では29ページを御覧ください。こちらが農地の貸借の合意解約の届出です。貸主が(住所)(氏名)さん、借主が(住所)(氏名)さん、届出地が大原野字(地番)、地目は田、地積が347㎡です。合意解約が成立した日が令和7年12月28日で、土地の引き渡し時期も同じ日です。離作補償等の条件はなしで、こちらが残っていた残存小作権の解除となっております、その後は所有者が耕作されるとのことです。位置図は30ページを御覧ください。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないので、報告第114号を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第114号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

1件目、申請人が(住所)(氏名)さん、農業経営期間は令和5年1月24日から令和8年1月16日です。耕作面積は6,065㎡、納税猶予農地が中筋(地番)外8筆の合計9筆、面積は6,065㎡で、証明年月日は令和8年1月16日となっております。願出地の外8筆ですが中

筋(地番)、畑、456㎡、ハウス、中筋(地番)、田、748㎡、(地番)、田、376㎡、(地番)、田、1,203㎡、畑として(地番)、畑、479㎡と(地番)、畑、181㎡は植木として、長尾町(地番)、畑、582㎡と(地番)、畑、821㎡はハウスとして利用されていました。

2件目、申請人が(住所)(氏名)さん、農業経営期間は令和4年11月8日から令和8年1月19日となっております。耕作面積は1,516㎡で、納税猶予農地は口谷東(地番)外3筆の合計4筆。面積は1,456㎡で、証明年月日は令和8年1月19日です。その他としまして願出地の外3筆ですが、口谷東(地番)、畑、526㎡、(地番)、畑、86㎡、(地番)、畑、257㎡のうち197㎡、全て植木として利用されていました。

3件目、申請人が(住所)(氏名)さん、農業経営期間は令和4年12月15日から令和8年1月21日、耕作面積は4,312㎡で、納税猶予農地が山本東(地番)外6筆の合計7筆です。面積は4,312㎡で証明年月日が令和8年1月21日です。その他としまして、外6筆ですが口谷西(地番)、畑、204㎡と(地番)、畑、125㎡、(地番)、畑、165㎡、(地番)、田、1,280㎡、持ち分2分の1です。(地番)、田、187㎡、登記面積は224㎡でこちらも持ち分2分の1です。口谷西(地番)、畑、1,234㎡、こちらも持ち分2分の1で植木及び畑として使っておられました。

○林会長 説明は終わりました。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、以上で本日の議案3件、報告4件についての審議等は終了させていただきます。これもちまして、令和8年第2回総会を閉会いたします。

#### 閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長)            林 五郎

4番                    小中 和正

5番                    逢坂 洋子